

「図書館の自由」に関する検討

—— 情報法学の観点から ——

中 村 克 明

1. はじめに

これまで、図書館情報学の立場から、「図書館の自由」に関して、従来の諸説を比較検討し、その比較検討に基づいて、この概念の意味内容、性格等を明らかにする、といった研究は全く行われてこなかったように思われる。また、こうした研究は、「図書館の自由」の基軸とされる知る自由、知る権利あるいは知的自由といった概念についても、全くなされてこなかった、といってよいであろう。

図書館情報学界おけるこのような状況とは反対に、情報法学にかねてから強い関心を抱いていた筆者は、大学院入学以来、一貫して、この観点から知る自由等の概念内容に関する検討を行ってきた（例えば、『自由宣言』における知る自由の検討：知る権利との比較を通して』『短期大学図書館研究』第10号、p.52-58[1990.4]、『知的自由の検討：諸見解の整理と法的問題点』『神奈川県図書館学会誌』第66号、p.1-10 [1992.12] 等参照）。

本稿では、これらの成果をも踏まえ、これまでと同様の観点から、「図書館の自由」に関して、従来唱えられてきた諸見解（特に、代表的見解）を整理・検討し、さらにこの整理・検討に基づいて、この概念は現時点で果たしていかに判定されるべきものであるのか、について考察してみることにはしたいと思う。

なお、本稿では「図書館の自由に関する宣言」に関しては、1954年5月に採択されたものを旧「自由宣言」と、1979年5月に改訂されたものを改訂「自由宣言」と略称した。ま

た、本稿では故人の方をも含め、諸研究者に対する敬称は一切省略させていただいた。

2. 原点的見解の概観と問題点

それではまず、「図書館の自由」に関して、その当初に説かれた原点的な見方を踏襲していると思われる、次の2見解から検討してみることになろう。

2. 1 森耕一説の概観と問題点

この、いわば原点的見解に属するものとしては、まず森耕一の次のような見解が挙げられるであろう。

2. 1. 1 森耕一説の概観

森は、「図書館の自由」の具体的内容について必ずしも一義的・明確に述べているわけではないが、しかしその意図している意味合いは『公共図書館』（雄山閣出版、1976）における以下のような記述（特に、下線部分）に表れていると思われる（p.28）。

この宣言の問題点の一つは、「図書館の自由」という表現を使用したことである。図書館に自由があるのではなく、基本的人権の一つとして、国民がもっている「知る権利」にもとづいて、その権利を行使するために図書館に課された義務の一端が、「宣言」の中心をなす3か条なのである。（下線——引用者）

森のこのような見解が、直接には1954年5月開催の全国図書館大会（戦後第7回）における有山崧の次の発言＝「図書館の自由に関する宣言」の提案理由（「第7回全国図書館大会議事録」『図書館雑誌』vol.48, no.7,

p.225 [1954.7])に拠っていることはほぼ間違いないところであると思われる。

……その根本は図書館の自由を守ろうということ、図書館のためとか、図書館員のために自由を守るということではなく、民衆の知る自由を擁護するという意味で、図書館の自由を問題にしているわけであります。その点がこの宣言の根本であると思います。ですから宣言の根本は民衆のための宣言ということであります。……(下線——引用者)

従って、この森説は提案者意思(提案者がその概念に与えようとした本来の意味内容)に忠実に従った、その意味でまさに原点の見解であった、ということができると思われるのである。

なお、森は『公共図書館』における概念規定では、“知る権利”という用語を用いているが、“知る自由”という用語を用いて「図書館の自由」を説明している論文(例えば、「図書館の自由に関する宣言：成立までの経過」『図書館の自由に関する宣言の成立』[図書館と自由 1]日本図書館協会、1975、p.9-16)も見受けられる点に注意しておく必要があるであろう。

2. 1. 2 森耕一説の問題点

このような森説については、次のような問題点が指摘されなければならないであろう。

まず第1に問題とされなければならないのは、“図書館に自由があるのではなく……国民がもっている「知る権利」……を行使するために図書館に課された責務”(下線——引用者)という指摘についてである。確かに、『図書館用語辞典』(角川書店、1982)が指摘するように“図書館という施設もしくは事業体の自由というとき、他からの批判を許さない図書館固有の自由を主張するような意味に解される恐れのあることは否定出来ない”(p.472)と思われる。森が、“図書館に自由があるのでは

なく……”といったのも、この背景にはこうした理由があったと思われる。

しかし、“図書館の自由という概念が成立するためには、国民の知る自由=生存権の文化的側面としての学習権を保障するために、自由な資料収集と提供およびそれに伴う必要な業務の遂行が国民から図書館に付託されており、その付託に応える責任と義務として、図書館に自律性が要求されるという関係が明確になる必要がある”(前掲『図書館用語辞典』、p.472)こともまた確かであろう。だとすれば、森説は「図書館の自由」に存する二面性うちその一方のみを指摘したにとどまるものであった、ということができるように思われるのである。

第2に問題とされるべきは、知る権利と知る自由についての捉え方についてである。森は、その論文(『憲法・教育基本法と図書館』同編『図書館法を読む』日本図書館協会、1990——以下、「森論文」と略称する)の「注」において、知る自由と知る権利との関係を次のように述べている(p.20)

「知る自由」というのは消極的であり、これと積極的請求権としての「知る権利」を区別する説(傾聴すべき点がある)があるが、ここでは両者はほぼ同義語とみなして、両者の異同には立ち入らない。(下線——引用者)

このように、森は知る自由と知る権利とを“ほぼ同義語とみなして”しているのであるが、しかし前段で知る自由と知る権利を区別する説に対して、“傾聴すべき点がある”と述べておきながら、その後段で両者を“ほぼ同義語とみなし”た、その理由は具体的には何ら明らかではないのである。このように述べるからには当然のこと、森なりに何らかの理由があったはずであり、だとすればこれを是非とも明示すべきであった、と思われるのである。でなければ、この見解は「森論文」のためだ

けの便法であった、と判断されかねないことにもなると思われるのである。

2. 2 安部 参巳説の概観と問題点

森と並んで典型的な原点的見解を述べているのが、安部 参巳である。安部説の要旨は、概ね以下のようなものであると思われる。

2. 2. 1 安部 参巳説の概観

安部説の特徴は、基本的には上引した有山の発言内容をほぼそのまま採用したものである、ということができよう。その意味で、森説と同様(あるいはそれ以上に)、提案者意思に忠実な見解であった、ということになるであろう。『図書館通論』(小野泰博[ほか]、東京書籍、1983)から安部説を採れば、それは次のようなものである(p.141)。

地域住民の欲する知る自由を保障することが、公共図書館に課せられた基本的な役割である。図書館の利用者が、読みたいとする本があれば草の根を分けてもそれを採り出し、提供し、知りたいと思うことがあれば何としてでもそれにこたえること、それが図書館の役割ではないだろうか。図書館の自由ということは、図書館(員)のための自由というのではなく、図書館利用者の知る自由のことであり、それは地域住民の、国民大衆の知る自由を保障することになる。(下線——引用者)

ちなみに、安部は同書の他の箇所でも、“知る自由=図書館の自由”(p.126)ともいっているが、これはおそらく上述の下線部を簡略に表現したものであろうと思われる。

2. 2. 2 安部 参巳説の問題点

ところで、以上のような安部説にもいくつかの問題点が存しているように思われる。

その1つは、“図書館の自由”ということは、図書館(員)のための自由ということではなく、……”と述べている点である。これは、

森説と同様、「図書館の自由」に存する二面性のうちその一方のみを指摘したにとどまるものであった、ということができよう。

そしてもう1つは、“知る自由=図書館の自由”と明文で述べている点である。これを素直に読めば、知る自由とは、すなわち「図書館の自由」そのものである、ということになるであろう。

しかし、知る自由と「図書館の自由」とをイコールの関係にある(すなわち、同一の)概念と捉えることには極めて問題がある、といわなければならないであろう。なぜなら、裏田武夫もいのように知る自由(権利)という概念は広汎な概念であり、具体的な対象に応じて、様々に分化した表現(例えば、利用する権利、アクセス権等)をとっている(「図書館と戦争責任の問題」『図書館学の創造』日本図書館協会、1987、p.143)のであって、そういう概念と図書館運営の指針を示したにすぎない「図書館の自由」とが同一の概念であるはずがないからである。

もちろん、この主張が法学的観点からなされたものではなく、図書館情報学の観点からなされたものであることはいうまでもないところであるが、ただ安部の意図が“図書館の自由とは……国民大衆の知る自由を保障する”(下線——引用者)ことにあったのだとすれば、“知る自由=図書館の自由”という表現を採用するのではなく、「図書館の自由」=(国民大衆の)知る自由の保障といった表現を採った方がより適切だったのではないかと思われるのである。

3. 通説的見解の概観と問題点

以上のような原点的見解の弱点を補正し、さらにこれを理論的に進化させたのが、今日のいわゆる通説的見解である。次に、この見解を見てみることにしよう。ただし、ここでは紙数等の関係もあって、岩猿敏生と塩見昇

の见解を取り上げるにとどめたいと思う。ちなみに、この通説的见解に属するものとしては、他に1971年発表の塩見旧説（『図書館界』vo.23, no.1 [1971.3], p.20）、『図書館用語集』説（日本図書館協会、1988, p.236）、そして『図書館用語辞典』説（角川書店、1982, p.471-472）等が挙げられるであろう。

3. 1 岩猿敏生説の概観と問題点

まずは現在、日本図書館学会長を務める岩猿敏生の見解から見てみることにしよう。

3. 1. 1 岩猿敏生説の概観

岩猿敏生の見解は、決して一義的に明瞭なものとはいえないが、しかしそのいわんとしている意味合いは例えば、『図書館情報学ハンドブック』（丸善、1988）の次の見解に表れている、ということができるようと思われる（p.147-148）。

一般民衆の知る自由を図書館が保障し得るためには、図書館は、いかなる外部の圧力からも自由であることが必要である。図書館がその自由を奪われるとき、図書館は主権者である一般民衆の知る自由を保障し得なくなる。一般民衆の知る自由が脅かされるとき、民主主義社会体制そのものが崩壊するのである。民主主義を守るためには、図書館は外部の圧力から自由でなければならない。図書館の自由を守ることこそ、図書館にとってはその根底的な存在理由を守ることになるのである。

図書館の自由の問題は、資料の収集と提供の面に端的に現れる。特定の資料を収集することに対して、また、しないことに対して、外部から図書館に圧力が加えられることがある。同様に、図書館の所蔵する特定の資料を利用者に提供することに対して、外部から圧力が加えられることがある。

……特に40年代以降、図書館の社会的影響力もようやく強まるにつれて、図書館に対する社会の風あたりも強くなり、それとともに図書館の自由に対する館界の認識もようやく高まってきた。そして、従来の不徹底な「図書館の自由に関する宣言」が全面的に見直され、……新宣言では、“資料収集の自由”、“資料提供の自由”、“不当な検閲に反対”ということでは、29年の宣言と同じであるが、それに加えて、新しく“利用者の秘密を守る”ことがつけ加えられた。……（下線——引用者）

大変長い引用になったが、要するに岩猿の「図書館の自由」に関する見解は、その概念規定に関しては、“一般民衆の知る自由を図書館が保障し得るためには、図書館は、いかなる外部の圧力からも自由であること”であり、その具体的内容に関しては、“資料の収集と提供”及び“利用者の秘密を守る”こと等である、ということができると思われる。

岩猿説はまた、知る自由と「図書館の自由」との関連について、詳細な検討を加えている点でも、後述（4.2）する渡辺重夫説と併んで、特に注目されなければならないであろう。

3. 1. 2 岩猿敏生説の問題点

岩猿説における問題点として指摘されなければならないのは、まず第1に「自由宣言」の規定に関して重大な事実誤認を犯していることであり、第2に“一般民衆の知る自由を図書館が保障し得るためには、図書館は、いかなる外部の圧力からも自由であることが必要である”（下線——引用者）ことが何の条件も付されずに強調されていることである。ただ、後者については、後（「5」章）で若干詳しく検討することにするので、ここでは前者についてのみ見ておくことにしよう。

すなわち岩猿は、上引箇所最後の段落において“新宣言では、‘資料収集の自由’、‘資料

提供の自由’、‘不当な検閲に反対’ということでは、29年の宣言と同じであるが……”(下線—引用者)と述べているのであるが、しかしこれは明らかに事実を反している、といわなければならない。なぜなら、改訂「自由宣言」の規定を見れば明らかのように、そこでは日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編集『図書館の自由に関する宣言1979年改訂解説』(日本図書館協会、1987)が“1979年改訂において、54年宣言の主文から「不当な」という表現を削除し、憲法第21条2項の検閲禁止の規定と合致させた”(p.33)というように、“不当な検閲に反対”という消極的、曖昧な規定ではなく、「図書館はすべての検閲に反対する」(下線—引用者)と積極的かつ明瞭な規定に改訂されたからである。

確かに、“検閲に反対”という点だけを取り出して見れば、旧・改訂両「自由宣言」は一致しているといえるが、しかしその内容は上述のように明瞭に異なっているのである。

この誤りはもちろん単純ミスなのであろうが、しかしわが国の図書館情報学界のいわば頂点に立つ研究者であり、しかもこれまでも「図書館の自由」について鋭い分析を行ってきた(例えば、椎名六郎・岩猿敏生『図書館概論』[日本図書館学講座 第1巻]雄山閣出版、1977、p.61-63等参照)岩猿が、このような最も基本的な事項に関して重大な事実誤認を犯すとは、正直いって全くのところ驚きを禁じずにはおられないのである。

3. 2 塩見昇説の概観と問題点

では次に、「図書館の自由」をその中心的研究課題の一つとされている塩見昇の見解について見てみることにしよう。

3. 2. 1 塩見昇説の概観

塩見は上述したように、すでに1971年の時点でその見解を明らかにしていたが、その後、1989年に「図書館の自由」に関する自身の論

稿を集成した『知的自由と図書館』(青木教育叢書)(青木書店、1989—以下、『知的自由』と略称する)を著し、その中で「図書館の自由」を新たに次のように概念規定するに至ったのである(p.205)。

図書館の自由とは、国民の基本的人権である知る権利、学ぶ権利を、図書館機能を通して守り、具現化するための原理であり、そのために、

- ① 自由な表現を規制する一切の検閲を拒否し、
- ② 資料の収集・提供における権力的な干渉およびそれを恐れる自己規制を排し、
- ③ 利用資格をもつすべての人にたいして、あらゆる利用上の制約を除き、
- ④ 自由な読書、資料利用を妨げることのないよう、利用者のプライバシーを擁護し、
- ⑤ 公共のひろばとしての施設の公平な利用が約束されねばならず、
- ⑥ そうした活動に献身する図書館員の身分や地位が確保されねばならない。

この概念規定は、塩見旧説が“住民の真実を求める知的要求”“自主的な学習要求”と述べていた(前掲『図書館界』p.20)ものをそれぞれ知る権利、学ぶ権利といい換え(このことは、塩見旧説の“住民の真実を求める知的要求、自主的な学習要求”という規定の仕方と塩見説の“国民の基本的人権である知る権利、学ぶ権利”という規定の仕方が全く対応しているところから明らかである)、また具体的内容として、検閲の拒否(①)や権力的干渉及び自己規制の排除(②の後半)、さらに施設の公平な利用(⑤)を新たに付け加えるなど、塩見旧説を補強、明確化したものとなっているのである。

そして、塩見はこのような概念規定に続け

て、さらに「図書館の自由」の性格について、以下のように述べたのである (p.205-206)。

図書館の自由は、図書館が社会(国民)から付託された責務を履行するために保持する責任と自立性であり、その限りにおいては、それはまずは図書館自身の自由である。しかもそれは、国民の憲法上の基本的人権に由来する権利を保障するために、図書館に付与された自由であり、国民自身の情報へのアクセスと駆使を保障する自由である。そうであるためには、その内容が国民に周知され、人々が図書館に何を期待し、何を求めうるかがよく分かるようであればならない。……

すなわち、塩見はここで、「図書館の自由」が“図書館自身の自由”と“国民自身の情報へのアクセスと駆使を保障する自由”の二通りの性格を包含していること、そして“そうであるため”の前提条件を提示したのである。

この見方は、前引(=2.1.2)「図書館用語辞典」(p.472)のそれと基本的に同様の立場に立つものであり、今日、通説的見方となっている、ということができようであろう。

3. 2. 2 塩見昇説の問題点

このような塩見説に対しても、「図書館の自由」の基軸に関連して、次のような2つの問題点が指摘されなければならないであろう。

まず第1の問題点は、知る自由ではなく、知る権利が使用されていることである。この点に関して、塩見は『知的自由』の中で、一方で、“79年宣言にたいする批判として”、改訂「自由宣言」では“知る権利”を使うべきではなかったか”という情報法学者の堀部政男の指摘があったこと、“改訂論議の段階でもそういう意見は強かった。委員会もそのことで基本的な異論はなかった”(p.200-201)ことを述べながら、しかし他方で改訂「自由宣言」において、知る自由を引き続き採用したことが決して不適切なものではなかった旨を

次のように述べたのである (p.201)。

……1954年という早い時期に「知る自由」を用いた先人の英知を尊重したいという気持ちがあったのと、「知る自由」が必ずしも消極的な、情報を妨げられずに受容するということだけを意味するものではなく、積極的に選び取り、必要なものにアクセスする意味合いを含めて理解することは無理ではないと判断したからであった。……

そして、塩見はこれに続けて、“したがって、以下の記述においても、両者をほぼ同一の内容として扱い、「知る権利」をむしろ多用することで進めたい”(p.201)としたのである。塩見が、その概念規定において知る自由ではなく、知る権利を使用したのも、このような結論に基づいてのことであつたと思われる。ちなみに、塩見が先の文章において、情報を“積極的に選び取り、必要なものにアクセスする意味合い”と述べているのは、具体的には知る権利のことを指しているといつてよいであろう。法学界では、知る権利をこのように捉えるのが、通説的見解となっているからである。例えば、高名な公法学者の一人である橋本公巨は、次のように述べているのである(『日本国憲法(改訂版)』有斐閣、1988、p.423)。

……「知る自由」は、国民が知ることを公権力によって妨げられない権利であり、国家の不作为を要求する権利(消極的権利)であった。それに対して、……「知る権利」は、国民が国家に対し積極的に情報の開示を要求する権利である。

ところで、よく読めば分かることであるが、先の文章から、後の文章の結論が導かれ出される必然性は全くない、といわなければならない。なぜなら、先の文章では知る自由は知る権利をも包含する概念である(この説明に従えば、知る権利は實際上ほとんど存在意義

に乏しいものということになるであろう) ということをおきながら、後の文章では何の説明もなしに知る自由の内容を縮小して、それと知る権利とを“ほぼ同一の内容”とするという論理を展開したからである。しかも、塩見はこの結論に基づいて、知る権利を“むしろ多用することで進めたい”としたのであるが、しかし両者が“ほぼ同一の内容”であるのだとしたら、知る自由を用いてもよかつたはずであり、この点、知る権利を“多用すること”にした、その理由も明確に述べる必要があったのではないと思われるのである。

なお、念のために断っておくが、ここではあくまでもこのような矛盾した論理によって導き出された知る権利の使用を問題としたのであって、「図書館の自由」の基軸に知る権利を据えることそれ自体を否定しようとするものでは決してない。むしろ、筆者自身は知る権利をその基軸におくのが、適切であり妥当である、と考えている(拙稿前掲『自由宣言』における知る自由の検討)等参照)。

第2の問題点は、さらにこのような知る権利と並列して、学ぶ権利という概念が使用されていることである。なお、塩見がここでいう学ぶ権利とこれと呼称の類似した学習権とを具体的にどのような関係にあると捉えているか、必ずしも明らかではないが、ただ『知的自由』(特に、「IV」章のp.202-203)の論述の仕方などを見ると、同氏が両者をほぼ同概念と捉えている(少なくとも、積極的に別概念とはしていない)ことはまず間違いのないところではないか、と思われる。

ところで、塩見の論文「『読む自由』と図書館」(『読む自由』と図書館活動：読書社会をめざして)[図書館と自由 第11集]日本図書館協会、1990、p.12-25)によれば、そのような学ぶ権利は読む権利とイコール(“すべての人の学習権＝読む権利”) (p.24)であり、そしてその読む権利は“知る自由(当然そのな

かに読む自由も包含される)” (p.12) というように知る自由(塩見によれば、知る権利と同概念)に包含されるものである、とされているのである(このことはまた、『知的自由』においても、“知る権利(自由)」、あるいはその一部とみてよい「読む権利(right to read)” [p.201]と記されているところである)。

しかし、そうであるとするならば、学ぶ権利をあえて概念規定に用いる必然性は全くなかった、といわなければならないように思われる。なぜなら、学ぶ権利をわざわざ知る権利と並列して規定しなくても、これを包含する概念である知る権利を規定することで事は足りたからである。各概念間の関係を上述のように捉えながら、それにもかかわらず何故にあえて知る権利と学ぶ権利とを並列して規定したのか、その理由は少なくとも筆者には理解しかねるのである。

4. 発展的見解の概観と問題点

さらに検討すべきは、通説的見解の以上のような弱点・欠点を克服すべく提出されてきた、いわば発展的見解とでもいべき見解についてである。この見解に属するものとしては、石塚栄二説と渡辺重夫説を挙げることができるであろう。

4. 1 石塚栄二説の概観と問題点

塩見と並んで、「図書館の自由」研究を先導されてきた石塚栄二は、その長年に渡る実践的経験に基づいて、次のような見解を説いたのである。

4. 1. 1 石塚栄二説の概観

石塚は、1992年4月に出版された『図書館概論』(高山正也・岩猿敏生との共著、雄山閣出版——以下、『石塚概論』と略称する)において、「図書館の自由」を以下のように概念規定した (p.115)。

図書館の自由とは、知る権利をもつ

人々の読書の自由を、図書館の利用を通じて保障していこうとする理念とこれにもとづく行動である。(下線——引用者)

そして、石塚は塩見旧説を引き合いに出しながら、さらに自説を以下のように展開したのである (p.116)。

この概念規定は、……ほぼ通説として定着している。その大部分に異論を唱えるつもりはないが、図書館の自由は理念にとどまらずすぐれて実践的課題であるという観点からすれば、この理念に支えられた行動をもふくむと理解すべき段階に到達したと考えるべきであるし、その行動の主体である図書館員の身分保全や利用者のプライバシー保護は、この行動にもなつて派生する具体的問題であると位置づけることが適切ではなからうか。図書館の自由の中心課題を「知る権利をもつ人々の読書の自由」を保障することにあると明確にすることこそが重要と考える。そのように規定することによって、表現の自由と図書館の自由の関係をより深く、より具体的に検討することが可能になると考えるのである。(下線——引用者)

このような石塚説の特徴の第1は、“図書館の自由はすぐれて実践的課題であるという観点”から、“図書館の自由”を理念のみならず、“理念とこれにもとづく行動”である、と判定した点にあるといえよう。“行動”という言葉を使用していることについては若干の問題が残る(後述4.1.2)が、“図書館の自由”が“すぐれて実践的課題である”という点に異論を挟む者はまずいないであろう。しかし、この基本的視点が案外見落とされがちになっていることもまた事実であり、この点で石塚説が図書館情報学界に「図書館の自由」=“すぐれて実践的課題である”ことを改めて再認識させた意義は極めて大きい、とい

うことができるであろう。

その特徴の第2は、“図書館の自由の中心課題を「知る権利をもつ人々の読書の自由」を保障することにあると明確にすることこそが重要と考える”としたことであろう。河井弘志は、石塚のこうした考え方を高く評価して、次のようにいっているのである(「山口図書館問題と図書館界内外の動き：現代図書館思想史の一資料として」『図書館と自由をめぐる事例研究 その1』[図書館と自由 2]日本図書館協会, 1978, p.8)。

石塚栄二も「図書館の自由」と「読む自由」の両語をとりあげ、「図書館の自由」と言うにしても、……「読む自由」が全面的に包含されるものでなければならぬとしている。「図書館の自由」が……形骸化しないためには忘れてならないところである。

このように石塚説は、従来必ずしも明確に整理されて論じられてきたとはいえなかった「図書館の自由」と読書の自由との関係を明快、適切に説明したものであり、特徴の第1をも含めて、現時点における「図書館の自由」研究の最高水準を画したものととして、格別に注目されなければならないであろう。

4.1.2 石塚栄二説の問題点

石塚説に関する第1の問題点として指摘されなければならないのは、『石塚概論』の出版された1992年4月の時点で、殊更に「図書館の自由」を“この理念に支えられた行動をもふくむと理解すべき段階に到達したと考えるべきである”という必要が果たしてあったのかどうか、という点についてである。

というのは、“……行動をもふくむと理解すべき段階に到達した”という場合、石塚が“……段階に到達した”と判断した具体的な年月時はその1992年4月であるはずであるが、しかしその“行動”の具体的な内容が塩見旧説でいうところの“利用者の要求を満たせる資

料を図書館が自由に収集し、提供できること”（前掲『図書館界』、p.20）であるとするならば、この内容はすでに1979年5月に総会決議された改訂「自由宣言」において規定されていた（主文の第1、第2）ところのものであって、この時点ですでに“理解すべき段階に到達し”ていた、と考えなければならないからである。従って、1992年4月の時点において、何も事改めてこのようにいう必要性は全くなかった、といわなければならないと思われるのである。

ちなみに、石塚のいうところの“行動”の内容が上述のものであることは、『石塚概論』の論述の進め方（p.116）から明瞭に確認され得るところである。すなわち、石塚は塩見旧説を引き合いに出して、“この概念規定は、……ほぼ通説として定着している。その大部分に意義を唱えるつもりはないが、……”と述べた後で、“図書館の自由は……その行動の主体である図書館員の身分保障や利用者のプライバシー保護は、この行動にともなって派生する具体的問題であると位置づけることが適切ではなからうか”と論じ、塩見旧説が指摘した3つの内容、すなわち“利用者の要求を満たせる資料を図書館が自由に収集し、提供できること”“図書館員の身分保障”“利用者のプライバシー保護”（前掲『図書館界』、p.20）の内、“図書館員の身分保障”と“利用者のプライバシー保護”を“この行動にともなって派生する具体的問題”として、その“行動”の内容から外しているのであるから、残った1つ、すなわち“利用者の要求を満たせる資料を図書館が自由に収集し、提供できること”が、必然的にその行動の中身（＝内容）とならざるを得ないからである。

第2の問題点として指摘されるべきは、第1の問題点とも関わることであるが、そもそも“行動”という言葉概念規定に用いたことが適切であったのかどうか、という点につ

いてである。いうまでもなく、“行動”という言葉は、実際に“行動”することによってはじめて意味を持つてくるものなのであって、紙上に書いたからといってそれで直ちに意味を持つてくるものでは決してないのである。だとすれば、厳格さが要求される概念規定にあつては“行動”といった言葉の使用は避けられるべきであつたように思われるのである。

4. 2 渡辺重夫説の概観と問題点

「図書館の自由」と知る権利について、憲法学の分野から精緻かつ精力的な検討を行い、図書館情報学界に多大の寄与をなしている渡辺重夫は、その「図書館の自由」論を次のように展開したのである。

4. 2. 1 渡辺重夫説の概観

渡辺は、その秀作『図書館の自由と知る権利』（青弓社、1989）において、「図書館の自由」を、知る権利との関連において、次のように定義付けたのである（p.150）。

……図書館との関連において主張される知る権利は、（図書館が国民の知る権利を確保するための社会的装置たる役割を有していることにかんがみて）「図書館を經由して多様な情報を入手する国民の権利」として位置づけることができるのである。換言すれば、国民が図書館を經由して多様な情報を入手する行為は、知る権利という権利の一態様として把握することができるのである。そして、この（知る権利の一態様としての）「図書館を經由して多様な情報を入手する国民の権利」が、「図書館の自由」なのである。すなわち、図書館の自由とは、知る権利の具体的発現形態の一つとして位置づけられるべき「国民の権利」なのである。（下線——引用者）

そして、“しかし、かかる理解に対しては、図書館を権利主体とした立場からの批判も充

分に予測される”として、山口県立山口図書館事件（図書隠匿事件、1973年）を事例に引きながら、この“立場からの批判”に前もって、次のように答えたのである（p.150）。

……一旦かかる概念を、図書館の自由の「侵害」という側面から考察してみるなら、図書館の自由は、「国民の権利」としてしか理解されようのないことがわかる。たとえば、宣言成立の契機となった山口図書館問題において、……「誰」の利益が侵害されたのであろうか。……それは明らかに、図書館利用者たる「国民」の権利であり、侵害された利益は、「図書館を経由して多様な情報を入手する権利」であった。

渡辺はさらに、“しかし、こうした権利（自由）が、図書館利用者たる国民に不断に確保されるためには……二つの要件が不可欠である”として、その“二つの要件”について、以下のように述べたのである（p.151）。

……その一つは、図書館に対する公権力（及び社会的勢力）の介入・干渉を排除することであり、その二は、図書館資料の構成に関して図書館利用者たる国民の参与が認められることである。

なぜなら、もし図書館に対する権力の介入が容認されるとすれば、図書館は国家が公認した思想（情報）の集積庫にしすぎなくなるおそれがあり、また国民の参与が認められないとすれば、図書館にはしばしば社会的多数者によってのみ迎えられる情報しか収集されないおそれがあるからである。それだけに、「公権力（及び社会的勢力）によって妨げられることなく図書館資料を入手する権利」（介入排除権）と、「図書館資料の構成に参加する権利」（図書館資料請求権）とは、図書館の自由の内実を形成する権利、いわば図書館の自由を実質的に担保するものと

して、図書館の自由の中に組み込まれた権利として考えることができる。……

「図書館の自由」を“知る権利の具体的発現形態の一つとして位置づけられるべき「国民の権利」”である、と明確に定義付け、さらに介入排除権及び図書館資料請求権を権利として主張した渡辺説の登場は、少なくとも明示的にはそうした定義付けや権利の主張が図書館情報学研究者たちの間でこれまで全く行われてこなかっただけに画期的ともいえるべきものであり、この見解が「図書館の自由」論の学問的発展に果たした役割には極めて大なるものがあつた、といわなければならないと思われるのである。

4. 2. 2 渡辺重夫説の問題点

しかし、このように極めて注目される渡辺説にも、次のような重大な問題点のあることが指摘されなければならないであろう。すなわち、「図書館の自由」を“知る権利の具体的発現形態の一つとして位置づけられるべき「国民の権利」”と捉えることが、少なくとも今日の時点で全面的に承認されるものであるのかどうか、という点である。

確かに、法理論的にはこのように理解することが可能であり、また妥当であるとしても、しかし問題はこれを「国民の権利」として保障し、具体化するための社会的条件が今日の時点でどこまで充足されているか、である。いい換えれば、「図書館の自由」に対する国民（当然、図書館関係者を含む）の高度の意識と、これを真に権利として要求する自覚的な運動がどこまで達成されているか、である。

しかし残念ながら、筆者の見るところでは、「図書館の自由」は未だ国民一般に広範に認識されているとはいえない（このことは例えば、大田区立大森図書館の山田浩二が、『図書館雑誌』vol.87, no.3, p.141 [1993.3] の「こらむ図書館の自由」の中で、“「図書館の自由」は世間の常識ではない”ということ、ある

推理小説を題材に挙げながら述べているところからも明らかであろう)し、またこれを権利として要求するような自覚的な運動もほとんど行われていないように思われる。

「図書館の自由」を「国民の権利」であると捉える主張は、もちろん最高度に評価されなければならないものであるが、しかしこのような社会的状況を考慮する限り、やはり現時点でこのように断言することには問題があり、時期尚早との批判を免れないのではないかと、思われるのである。

なお、渡辺説に対する問題点としては、この他にも、例えば石塚によって次のような点が挙げられているのである。すなわち石塚は、渡辺が“……こうした権利(自由)が、図書館利用者たる国民に不断に確保されるため”の不可欠な要件として介入排除権(=“公権力(および社会的勢力)によって妨げられることなく図書館資料を入手する権利”)と図書館資料請求権(=“図書館資料の構成に参加する権利”)の2つの権利を並列して規定しているのに関して、これらの権利は“並立すべきものではな”いとして、以下のように述べているのである(P.127)。

……図書館の自由を確立するための前提として、国民の情報享受権の存在を認めようとする筆者の立場からすれば、図書館資料請求権を成立させることこそが国民の図書館利用の権利を保障するものであって、その利用を妨げようとする行為を排除する介入排除権はこれと並立すべきものではなく、その実現の要件としてとらえるべきものとする。

この違いは、図書館資料請求権を、渡辺は個々の図書館の所蔵資料の構成に参加する権利ととらえているのに対し、筆者はあらゆる資料を必要に応じて図書館を通じて享受する権利と考えていることから生じる。……情報社会の進展にとも

ない図書館の相互協力、ネットワークの形成が資料・情報の提供に不可欠であるとされている現在の状況からすれば、個々の図書館の資料・情報の提供能力には限界があり、より広くとらえる立場が要請されていると考えるべきではないか。……

両者の見解の違いは確かに、図書館資料請求権をどう理解するか、という解釈の問題に関わっているということが出来るが、しかし石塚が適確に指摘しているように“情報社会の進展にともない図書館の相互協力、ネットワークの形成が資料・情報の提供に不可欠であるとされている現在の状況からすれば”、やはり“より広くとらえる立場”=石塚説の方に軍配を挙げざるを得ないように思われるのである。

5. 「図書館の自由」の成立に関連する若干の問題点

さて、以上の検討で、原点的見解の諸説をはじめ、通説の見解の諸説にも、また発展的見解の諸説にも、それぞれいくつかの問題点があることが明らかになった。このことを踏まえ、ここではさらに「図書館の自由」の成立に関連して、これまでと全く看過されがちであったが、しかし是非とも解決されなければならないと思われる、次の3つの問題点について、ごく簡単にではあるが、検討してみることにはしたいと思う。

まずその第1点は、——塩見の言葉を借りれば——“図書館機能を通して守り、具現化する”対象が、図書館情報学研究者によって何ら確定されていない、ということである。これが確定されなければ、「図書館の自由」の具体的内容(一切の検閲の拒否など)も本来、決定されようはずがないのである。

旧・改訂版「自由宣言」が共に、知る自由をその対象としていることについては改めて

指摘するまでもないであろう。ところで、では図書館情報学研究者の間でも、知る自由をその対象とすることで合意が形成されているのかといえば、決してそのようなことはないのである。上引の諸説も見ても分かるように、それには知る自由をはじめ、知る権利、“知る権利、学ぶ権利”(塩見)、“知る権利をもつ人々の読書の自由”(石塚)等、様々な概念が挙げられているのである。しかも、法的にはこれらはすべて異なった概念である、と判定されているのである(それぞれの概念については、前掲『図書館用語辞典』[知る権利p.284-285, 学習権p.47, 読書の自由p.414-415]等参照。なお、知る自由と知る権利との関連については、拙稿前掲『自由宣言』における知る自由の検討)等参照)。

このような図書館情報学研究者の間における合意の未形成状況が、「図書館の自由」にとって、非常に不都合な結果を招いていることはいままでもない。上述したように、これら様々な概念がすべて異なった概念であるとすれば、この内のどれを“図書館機能を通して守り、具現化する”対象とするかによって、「図書館の自由」の概念内容もまた異なったものになってしまうからである。これでは、とても「図書館の自由」は普遍的な概念として存立していくことはできない、ということにならざるを得ないであろう。

“図書館機能を通して守り、具現化する”対象を確定する作業は、まさに図書館情報学研究者に課せられた緊急の課題となっている、といわなければならないと思われるのである。

その第2点は、岩猿が主張するところの図書館が、“いかなる外部の圧力からも自由であること”(前掲『図書館情報学ハンドブック』, p.147)についてである。明示的にはこのように必ずしも述べていない諸見解であっても、おそらくこの要件を否定しようとする見解は存しないであろう(塩見, 石塚, 渡辺

等の諸説も、当然にこのことを前提にしているものと思われる)し、またこの主張が全く正当なものであることは疑う余地もないであろう。

しかし、この主張が何の条件もなしにあらゆる場合に絶対的に容認されるのかといえば、そのようなことは決してないと思われる。それにはやはり一定の条件が必要であると思われる。例えば、山口県立山口図書館事件に関連して、河井が述べた次の見解が注目されなければならないであろう(河井前掲, p.7-8)。

また山口図書館問題を「読む自由」の立場から批判すると、利用者の読書の権利を侵害した関係者の検閲行為が問われなければならないが、「図書館の自由」を「大学自治」と同じ意味の、守らなければならない理念とみなせば、図書館内の検閲行為ではなく、権力を背景に圧力を加えた県教委と、権力はないが図書館に立ち入って調査したマスコミの介入行為が追及されねばならないことになる。……従って「図書館の自由」の立場から教委の権力介入、マスコミ介入を排除する論理も成立しうるわけである。……

同事件の経緯・問題点等については、河井前掲論文の他、阿部葆一「山口図書館の“図書封印事件”と“図書館の自由”」(播磨信義編著『続・憲法をいかす努力』四季出版, 1988, p.153-197)等を参照していただくことにして、ここでは一切省略するが、一般論からすれば、確かにこうした“論理”が成立することは否定できないところであろう。

こうした“論理”に対して、重要な指摘を行っていると思われるのが石塚である。河井によれば、石塚は“「図書館の自由」と「読む自由」の両語をとりあげ、「図書館の自由」と言うにしても、1. 利用者の要求の反映, 2. 出版の自由, 3. 政府刊行物の利用の自由,

4. プライバシーの権利としての「読む自由」に公権力が立ち入らない、などの諸条件、つまり「読む自由」が全面的に包含されるものでなければならないとしている”(河井前掲, p. 8)とされる。この見解は、上述のような“論理”に対して、おそらく現時点において最も適切な対応を示しているものである、ということができるであろう。

ただ、この石塚見解にあって留意しておかなければならないのは、石塚が読む自由の内容を上述のように捉えているとしても、それはあくまでも石塚個人の見方であって(もちろん、支持者は多いと思われるが)、図書館情報学研究者の皆が、このように捉え、理解している、というわけでは必ずしもない、ということである。ちなみに、『図書館用語辞典』は読書の自由について、比較的詳細な説明を加えているが、やはり石塚のような見方は採っていない(p. 414-415参照)。

そしてその第3点は、「図書館の自由」が実際に侵害された場合における図書館関係者の救済方法がどの見解にあっても、ほとんど検討されておらず、従って具体的に提示もされていない、ということである。例えば塩見は、『知的自由』において、「図書館の自由」の内容の一つとして“そうした活動に献身する図書館員の身分や地位が保全されねばならない”ことを挙げていた(p. 205)が、にもかかわらずこれについての具体的な救済方法に関しては、何ら述べていなかったのである。

「図書館の自由」という新たな概念を構築しようとするからには、図書館関係者の救済方法も当然検討され、具体的に提示されるべきであったと思われるし、また現に検討され、提示されるべきであると思われるのである。

6. むすび

以上のように検討してくるならば、「図書館の自由」は結局のところ、現時点においては、

次のように判定されざるを得ないと思われるのである。すなわち、それは概念内容において確立した定説を有していない、未だ理論的構築(=形成)過程にあるところの未成熟な概念である、と。

「図書館の自由」は、その最初の使用(前掲『図書館用語辞典』[p. 471]によれば、この用語の使用は、旧「自由宣言」の“草案が作成される段階が最初であろう”とされ、1953年10月の「図書館憲章」[案]が挙げられている)から早40年以上が経過した。そして、この間に「図書館の自由」に関する研究が進展・深化してきたことも本稿で見た通り(原点の見解→通説の見解→発展的見解)である。しかし、それにもかかわらず、結論として上述のように判定されざるを得ないという状況は、この概念に関する研究が実は未だ不十分なものととどまっていることの証左でもある。

「図書館の自由」に関するより多角的、厳密な検討が今、情報法学をはじめ、図書館情報学に強く要請されているのである。